

東年貢二区 地区防災計画  
(初版)

会津若松市 東年貢二区

2020年(令和2年)3月

## はじめに

当町内は、会津若松市のハザードマップ（平成 30 年度版）によると、湯川・古川と阿賀川による浸水想定エリアにある。よって、災害時に被災の状況に応じ避難場所等へ安全な避難行動をとれるよう備えることが必要である。

このため、防災に役に立つ情報である「注意や配慮が必要な場所」・「役に立つ施設・場所や設備」・「防犯灯・通学路」等の情報の共有を目的に、福島県の「平成 30 年度地域コミュニティ強化事業」により、町内の防災情報を整理した「東年貢二区防災マップ」を作成した。この防災マップは、町内全戸に配布し、町内の一時避難所に指定した慈光幼稚園にも配布した。

町内の古川沿い一帯は、低地にあり昭和 60 年代の河川整備前には、台風による浸水被害がたびたびあった。

また、阿賀川・湯川（一級河川）について、平成 29 年に国土交通省の「地点別浸水シミュレーション検索システム」（浸水ナビ）により、堤防が決壊（破堤）した場合、どのくらい浸水するのか、何時間で浸水が始まるのか、などをイメージすることができるようになり、浸水状況をより詳細に把握でき、早めの避難行動に活用できるようになった。

これから自然災害が頻発化・甚大化するなか、災害の軽減には、早めの対応が不可欠である。令和元年の台風 19 号では、阿武隈川の越水のほか、各地で内水氾濫が発生した。これは川の水位上昇による側溝等の流れの悪化が要因である。これと同様なことは古川でも起こることが判った。このような内水氾濫の初期の対応には、近くに観測点を設けて情報を得るしかなく、避難行動に繋げる情報入手方法の整備に早急に取り組む必要がある。

今後は、警報情報等や河川情報の共有化、さらに防災マップをもとに浸水災害タイムライン防災を今後の課題として、主体的に取り組みたい。

東年貢二区自主防災活動会

謝辞：この計画の作成にあたり、鍵屋一様（跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授）、藁谷俊史様（特定非営利活動法人福島県防災士会相談役兼理事）にご指導いただきました。また、福島県内の先行事例であるいわき市の「平城山地区防災計画」を参考にさせていただきました。ここに記して謝意を表します。

## 目 次

1. 計画の対象地区範囲	1
2. 基本的な考え方	2
(1) 基本方針	2
(2) 活動目的	3
3. 地区の特性	5
(1) 自然特性	5
(2) 用水路特性	5
(3) 社会特性	6
(4) 防災マップ	10
(5) 予想される災害	12
4. 防災活動の内容	16
(1) 防災活動の体制	16
(2) 平常時の対応	16
(3) 発災直前の活動	18
(4) 災害時の対応	19
(5) 避難行動要支援者等への支援	22
(6) 消防団・各種団体・ボランティア等の連携	22
5. 実践と検証	23
(1) 防災訓練の実施	23
(2) 計画の見直し	23
資料1 地区情報	24
資料2 自主防災活動組織 情報伝達（配信・受信）の流れ	25
資料3 「警戒レベル」に関する資料（内閣府・消防庁チラシ）	26
資料4 日常の防災対策 チェックリスト	28

# 1. 計画の対象地区範囲

## □地区の概要

地区内の世帯数	約 200 世帯※（持ち家、アパート、他）	
土地の利用	住宅地、幼稚園、緑地	
都市計画	住居専用地域	
学区	小学校	門田小学校、城南小学校
	中学校	第五中学校
	幼稚園	慈光第二幼稚園

※世帯数の正確な数字は、毎年の「定期総会議案」に記載しています。

## □対象範囲

この計画の対象地区の範囲は、会津若松市東年貢二丁目（点線枠）の大部分を占める下図の範囲（太線枠）です。



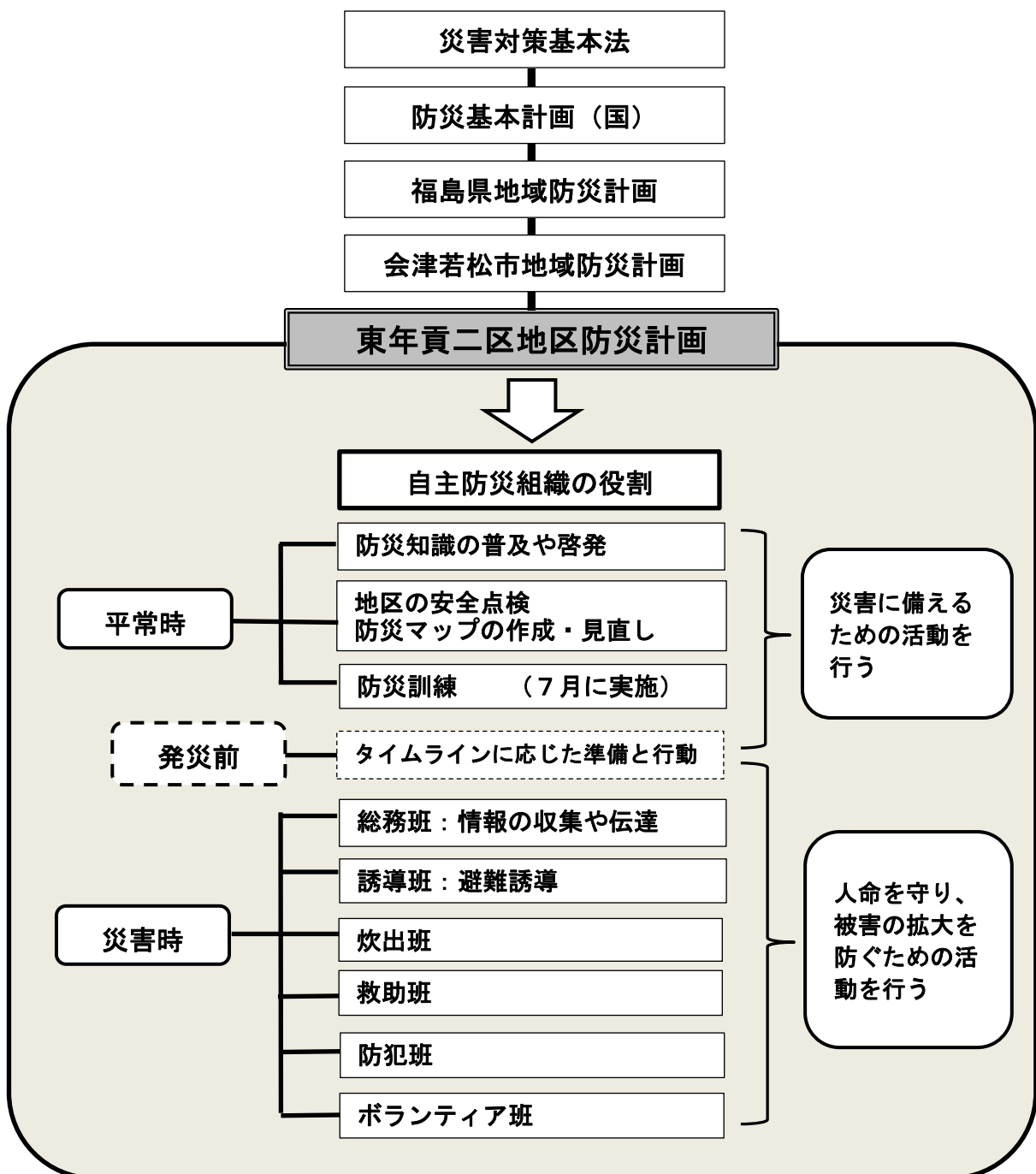
図1 東年貢二区町内範囲

利用した地図の著作権者：OpenStreetMap の貢献者

## 2. 基本的な考え方

### (1) 基本方針

私達は、東日本大震災を教訓に自主防災組織を作り、更に私達の防災活動を主体的に取り組むことにより、防災力のコミュニティの活性化を図るため、「東年貢二区の現在の状況と施設と設備を知り、私達がどこに住んでいるのかをよく知り、災害に備える」という心構えで、地域みんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。



## (2) 活動目的

### ①平時の対応

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災・減災活動に取り組めます。

#### ア. 防災・減災知識の普及・啓発

防災・減災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災・減災知識の普及や啓発行動を行います。

#### イ. 地区内の安全点検

防災・減災の基本は、自分たちの住む街を知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけや危険回避・軽減などを行います。

#### ウ. 防災訓練

防災訓練は、いざという時に、慌てず的確に対応するために、欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

#### エ. タイムラインの作成

台風等による発災の前から地区で行う活動を、時間の経過に合わせて整理した「タイムライン」を作成し、これをもとに一人一人が「マイ・タイムライン」の作成に取り組めます。

### ②災害時の対応

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。会津若松市災害対策本部等関係機関とも連携・協力しながら、地区住民で力を合わせて活動します。

#### ア. 情報収集・伝達

会津若松市災害対策本部等関係機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被災状況や火災発生状況などを取りまとめ、災害対策本部への報告を行います。

#### イ. 救出・救助活動

自分自身がケガをしないように注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人などの救出・救助活動を行います。また、負傷者の応急手当をして、救護所などへ搬送を行います。

#### ウ. 初期消火活動

火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

#### エ. 避難誘導

地区住民を安全な避難場所などへ誘導します。

#### オ. 給食・給水活動

地区に必要な物資を把握し、会津若松市災害対策本部等関係機関などと

も連携・協力しながら、必要に応じて、在宅避難者を含めた地区の避難者に、炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

カ. 警備・保安活動

災害時に危険なところに近づく人や避難者宅が空き巣などに狙われることもあります。危険箇所の警備や地区内の巡回を行い、安全で安心な避難生活を送れるような活動を行います。

**③避難行動要支援者等への支援**

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、子どもなど、人の助けを必要とする人（避難行動要支援者）です。こうした避難行動要支援者を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。

ア. 防災環境の点検・改善

目や耳の不自由な人に、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努めます。

イ. 避難時の確実な支援

隣近所の助け合いが重要です。複数の避難支援者が一人の避難行動要支援者を支援できる体制づくりと支援に努めます。

ウ. 温かい気持ちでの接遇

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や避難行動要支援者には、思いやりの心をもって接します。

エ. 日頃からのコミュニケーション

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に避難行動要支援者とのコミュニケーションを図ります。

### 3. 地区の特性

#### (1) 自然特性

会津盆地一帯、阿賀川（大川）流域は、堆積物による沖積層に属する。山地に囲まれた低地に阿賀川と日橋川が合流し 阿賀野川に流れている。

東年貢二区の町の形成は、門田地区北端に位置している。門田地区の地形は南北に流れる阿賀川右岸にあたり、もとは南北に広がる扇状地にある。盆地に入る扇頂から国道 118 号に沿って、山沿いと 118 号の間に水田が一帯に広がる。

扇央には水田の灌漑用水を大川より門田堰を通して引水している。現在の用水路の頭首工は、右岸の門田堰、松堰、左岸のうつろ堰、本郷堰、岩崎堰が廃止され、昭和 8 年に設置された。

扇端より集落が始まる。昔も会津の三大茶屋の一つ「一ノ堰」があった。会津総合体育館のある位置には門田水田の遺構があり、高台になっている。これより下流に古川の起点があり、体育館の遊水地付近が当地内を流れる用水路のはじめになる。

東年貢二区はかつて水田であった土地であり、全体として平坦な地形であるが、地区の西から東の古川に向かって緩やかな下り傾斜で、両岸は段丘面に囲まれた氾濫平野に位置しており、最大の標高差は 4 m 程度である。この高い位置にある町内の西端は段丘面を成している。

古川や合流する湯川だけでなく、西側の阿賀川（大川）からの氾濫もあり得る立地である。また、地盤は軟弱で、地震時の揺れが大きくなると推測される。

#### (2) 用水路特性

東年貢二区町内を流れる 灌漑用水路の特徴は、自然の水路（川）が灌漑用水路であることである。住宅地が開発されて、用水路の断面が約 2 倍の大きさになり、灌漑・排水機能は高く、その能力は高い。

上流では水田に水が供給され、町内の 2 ヶ所で水門があり、これで水田に供給されている。この水路の今の機能は灌漑・排水であり、その排水能力は高いため、降雨時には排出された水を集めて古川に排水する能力が高い。

そのため、古川の水位が高いと、すぐに内水が流入する可能性があり、災害に迅速に対応するために水位の管理が特に重要ことが 2019 年 10 月の 19 号台風で判明した。





図2 阿賀川付近の地形と地質  
出典：「全国史跡巡りと地形地図」に加筆

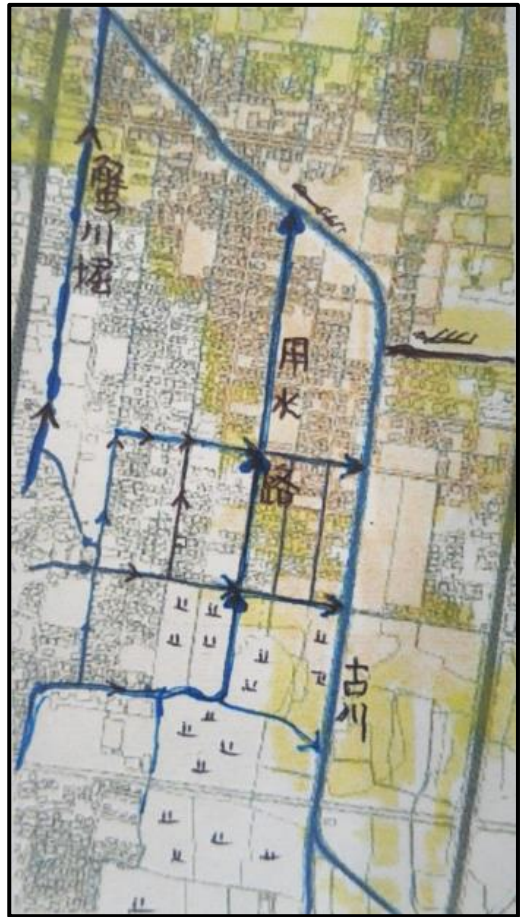


図3 古川・用水路  
出典：「会津若松市ハザードマップ」に加筆

### (3) 社会特性

#### ①人口・世帯

東年貢二区全域が含まれる東年貢二丁目の人口は、令和元年（2019年）8月1日現在 786 人で、最近5年間は微増している。

会津若松市全体が最近では減少に転じているのに比べると、東年貢二丁目では、伸びは鈍化しているものの逆に人口増の傾向にある。

また、高齢化率（65歳以上人口）は、市全体では30.2%に達しており、県全体より約1ポイント低く、全国より約2ポイント高くなっている。

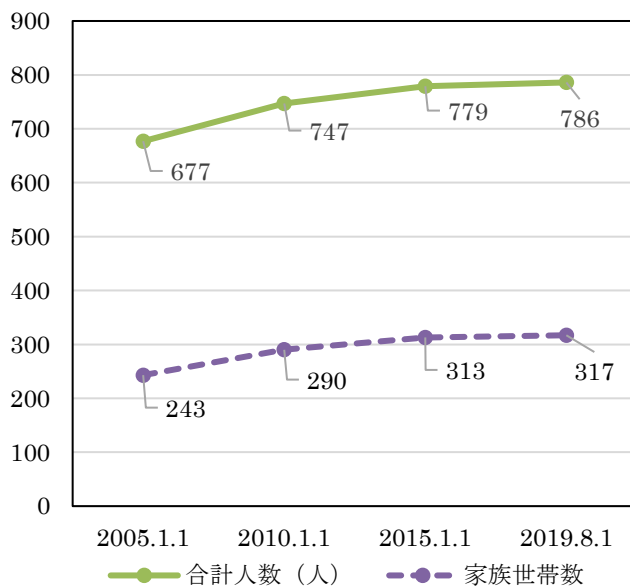


図4 東年貢二丁目  
人口・世帯数の推移

出典：会津若松市ホームページ  
「住基人口」をもとに作成

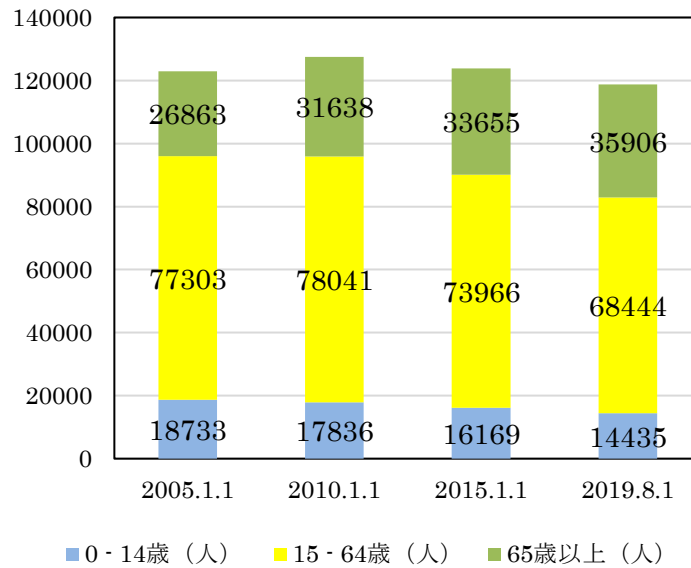


図5 会津若松市 年齢3区分別人口推移  
 出典：会津若松市ホームページ「住基人口」をもとに作成

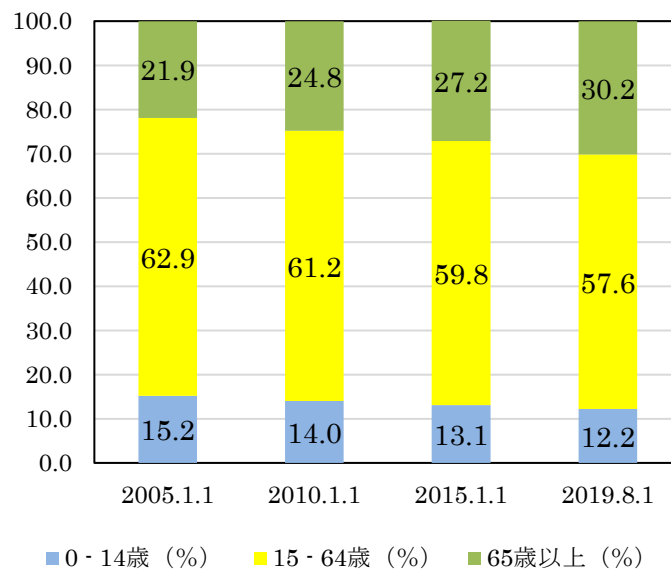


図6 会津若松市 年齢3区分別人口割合推移  
 出典：会津若松市ホームページ「住基人口」をもとに作成

## ②歴史

第二次世界大戦終了直後の1947年(写真1)では東年貢二区の大部分は農地であり、その29年後の1976年(写真2)でもその状況に大きな変化はなかった。その後、市街地が急速に進み、35年後の2011年(写真3)には地区全域に建物が広がっている。



【東年貢二区付近拡大図】

太線：東年貢二区  
 点線：東年貢二丁目  
 (以降も同様)

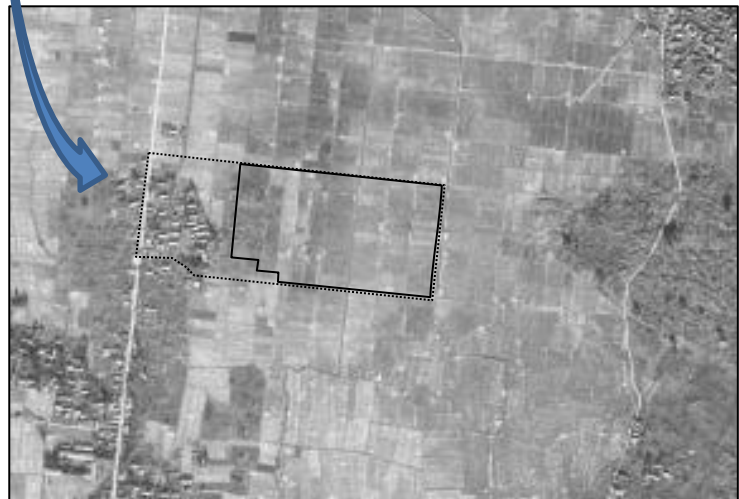


写真1 1947. 11. 11 撮影

出典：国土地理院ウェブサイト「地図・空中写真閲覧サービス」

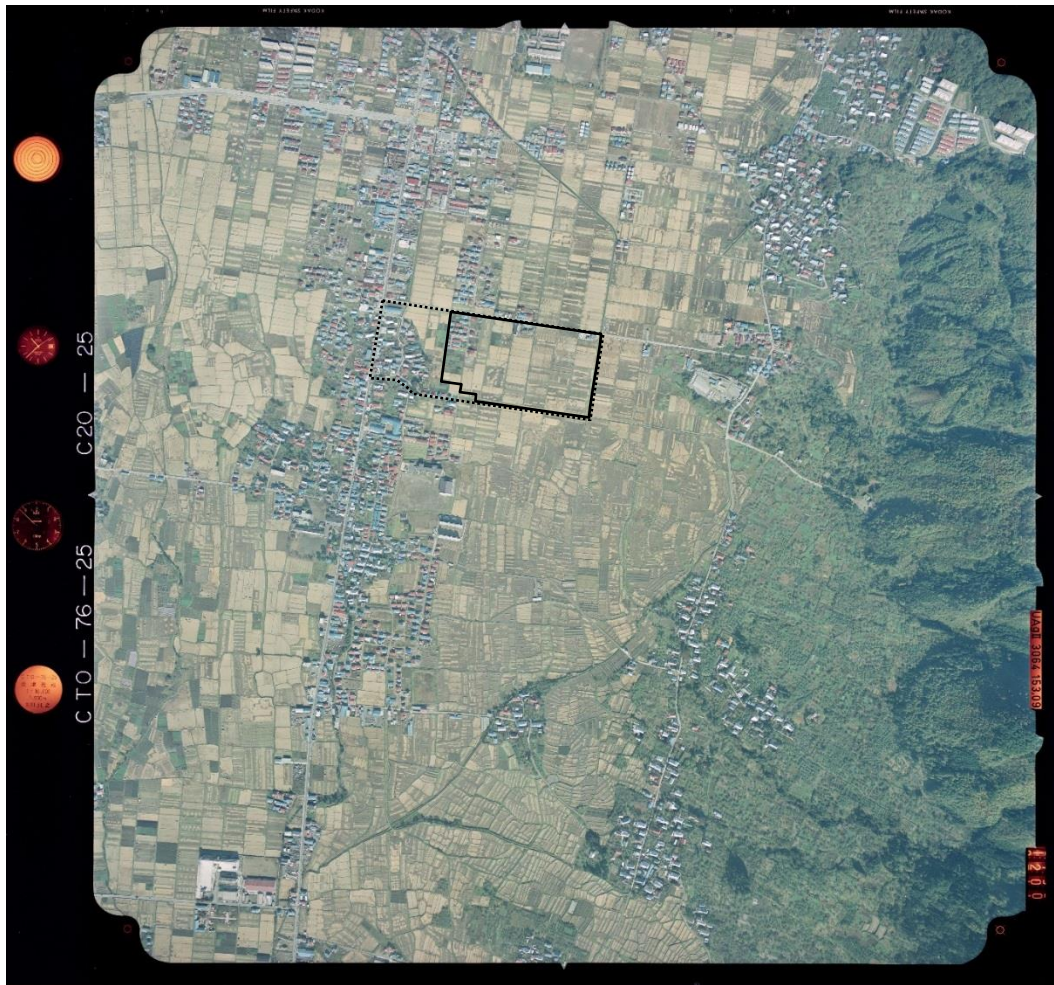


写真2 1976. 11. 02 撮影

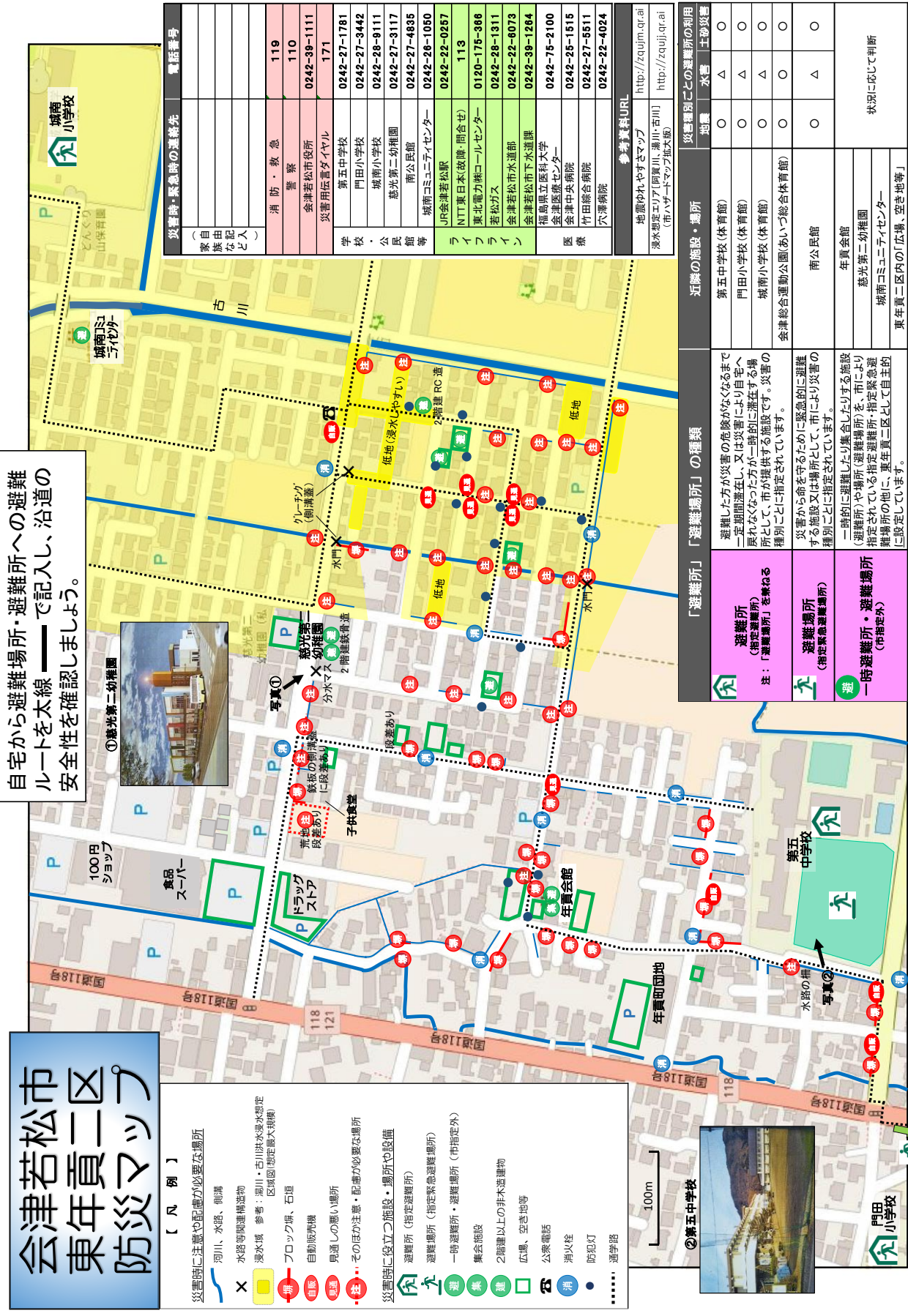
出典：国土地理院ウェブサイト「地図・空中写真閲覧サービス」



写真3 2011. 10. 28 撮影

出典：国土地理院ウェブサイト「地図・空中写真閲覧サービス」

(4) 防災マップ ※平成 31 年 3 月作成・配布



自宅から避難場所・避難所への避難ルート<sup>①</sup>を太線<sup>②</sup>で記入し、沿道の安全性を確認しましょう。

災害時・緊急時の連絡先		電話番号
警察	消防・救急	119
会津若松市役所	警察	110
災害用伝言ダイヤル	会津若松市役所	0242-39-1111
第五中学校	災害用伝言ダイヤル	171
門田小学校	第五中学校	0242-27-1781
城南小学校	門田小学校	0242-27-3442
慈光第二幼稚園	城南小学校	0242-28-9111
南公民館	慈光第二幼稚園	0242-27-3117
城南コミュニティセンター	南公民館	0242-27-4835
JR会津若松駅	城南コミュニティセンター	0242-28-1050
NTT東日本(故障・問合せ)	JR会津若松駅	0242-22-0257
東北電力(コールセンター)	NTT東日本(故障・問合せ)	113
若松ガス	東北電力(コールセンター)	0120-175-366
会津若松市下水道課	若松ガス	0242-28-1311
会津若松市下水道課	会津若松市下水道課	0242-22-8073
福島県立医科大学	会津若松市下水道課	0242-39-1284
会津医療センター	福島県立医科大学	0242-75-2100
会津中央病院	会津医療センター	0242-28-1515
竹田総合病院	会津中央病院	0242-27-6511
穴澤病院	竹田総合病院	0242-22-4024

災害種別	近隣の施設・場所		避難場所ごとの避難所の利用	
	地震	水害	土砂災害	土砂災害
第五中学校(体育館)	○	△	○	○
門田小学校(体育館)	○	△	○	○
城南小学校(体育館)	○	△	○	○
会津総合運動公園(あいづ総合体育館)	○	○	○	○
南公民館	○	○	○	○
年會会館	○	○	○	○
慈光第二幼稚園	○	○	○	○
城南コミュニティセンター	○	○	○	○
東年貢二区内の広場、空き地等	○	○	○	○

避難場所「避難場所」の種類	避難場所ごとの避難所の利用
避難所 (指定避難所) 注: 「避難場所」を兼ねる	避難した方が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなつた方が一時に滞在する場所として、市が確保する施設です。災害の種類ごとに指定されています。
避難場所 (指定緊急避難場所)	災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所として、市により(避難所)や場所(避難場所)を、市により指定されている指定避難所・指定緊急避難場所の他に、東年貢二区として自主的に指定されています。
一時避難所・避難場所 (市指定外)	一時に避難したり集合したりする施設(避難所)や場所(避難場所)を、市により指定されている指定避難所・指定緊急避難場所の他に、東年貢二区として自主的に指定されています。

# 会津若松市 東年貢二区 防災マップ

- (凡例)
- 災害時に注意や配慮が必要な場所
    - 河川、水溜、脚溜
    - 水害等関連構造物
    - 浸水域 参考: 湊川・古川洪水浸水想定区域図(指定最大規模)
  - 避難所・緊急避難場所
    - 指定避難所
    - 指定緊急避難場所
    - 一時避難所・避難場所(市指定外)
  - 避難施設
    - 2階建以上の非木造建物
    - 広場、空き地等
  - 公共施設
    - 公民館
    - 公共電話
    - 消防栓
    - 防犯灯
    - 通学路
  - その他
    - 自動販売機
    - 見通しの悪い場所
    - その他(そのほかの注意、配慮が必要な場所)

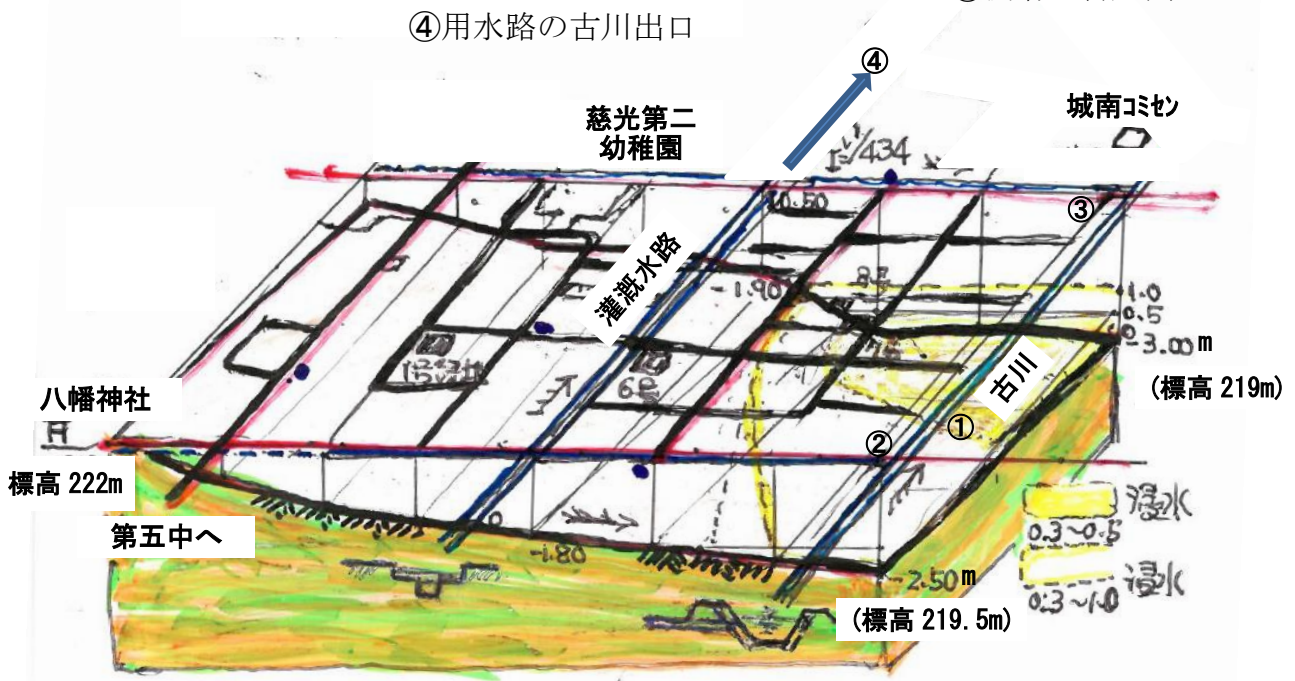
平成 31 年 3 月 作成: 東年貢二区 協力: 会津若松市・福島県・特定非営利活動法人福島県防災士会  
 利用した地図の著作権者: OpenStreetMap の貢献者



④用水路の古川出口



③側溝の古川出口



①古川



②側溝の古川出口

図7 東年貢二区町内地形図

## (5) 予想される災害

災害の歴史から、どのような災害が発生したかを確認できる。また、地形を知っていれば、将来発生する災害を予測できる。

東年貢二区の災害としては、次のようなことが予想される。

- 地震
- 大雨で低い土地に水がたまる [内水氾濫<sup>※1</sup>]
- 湯川・古川や阿賀川（大川）の氾濫 [外水氾濫<sup>※2</sup>]

※1：大雨により、一時的に道路側溝や下水道などから雨水があふれ、河川に排水できない場合

※2：阿武隈川などの主要河川の水位上昇により、堤防からあふれたり堤防が壊れて氾濫した場合

### ① 地震

地震災害は、死者が3,700余名に達した、約400年前の慶長16年（1611年）の「会津地震」が記録に残る中では最大である。この地震は、活断層である会津盆地西縁断層帯の最新の活動であった可能性があるとしてされている。

また、会津若松付近には、市街地により近く、被害が大きくなることが予想される会津盆地東縁断層帯が存在しており、この断層帯の最新活動は約3,000年前以後、約2,600年前以前と推定されている。

表1 地震災害の記録

年号	西暦	月日	震災内容
分亀 2	1502	1・28	強い地震があった。死者・家屋の倒壊があり、震源地は新潟。
永正 14	1517	6・28	会津地方と越後地方に強い地震あり多くの家屋が倒壊した。
弘治 元	1555	9・14	強い地震あり、寺社の倒壊もあった。
慶長 16	1611	9・27	強い地震あり会津城をはじめ倒壊した家屋が多く、死者は3,700余名
万治 2	1659	4・21	大地震があり39名死亡し、409戸が倒壊した。
天和 3	1683	10・20	県下全域に強い地震があり会津の御蔵入りでは山崩れのため川がせきとめられた。
昭和 39	1964	6・16	新潟地震、震度は只見5、会津若松4
昭和 53	1978	6・12	1978年宮城県沖地震、震度は福島5、会津若松4
平成 6	1994	12・18	下郷町を中心に強い地震、震度は会津若松4
平成 19	2007	7・16	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震、震度は会津若松4
平成 23	2011	3・11	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震、震度は会津若松5強

出典：会津若松市地域防災計画[本編]平成26年度改訂（平成31年3月修正）

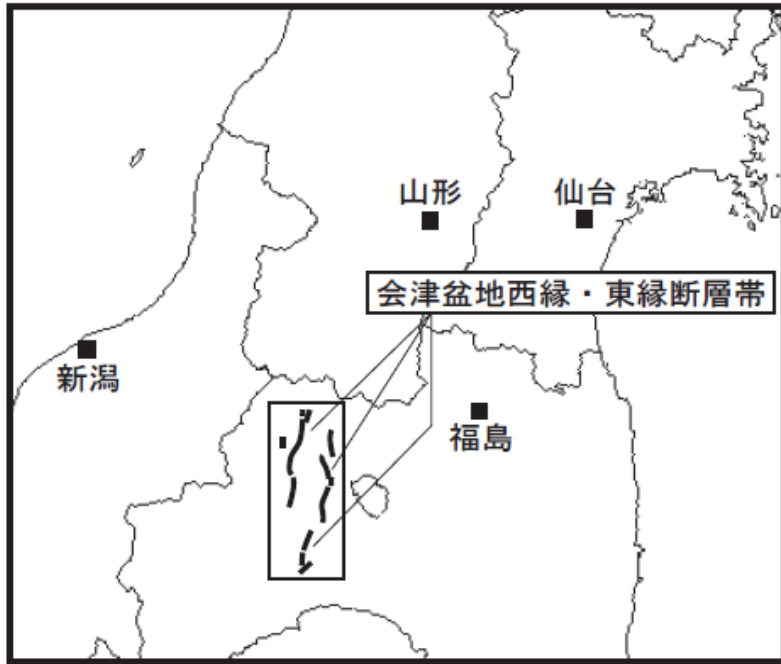


図8 会津盆地西縁・東縁断層帯の概略位置図

出典：会津盆地西縁・東縁断層帯の長期評価の一部改訂について  
平成20年9月24日、地震調査研究推進本部地震調査委員会

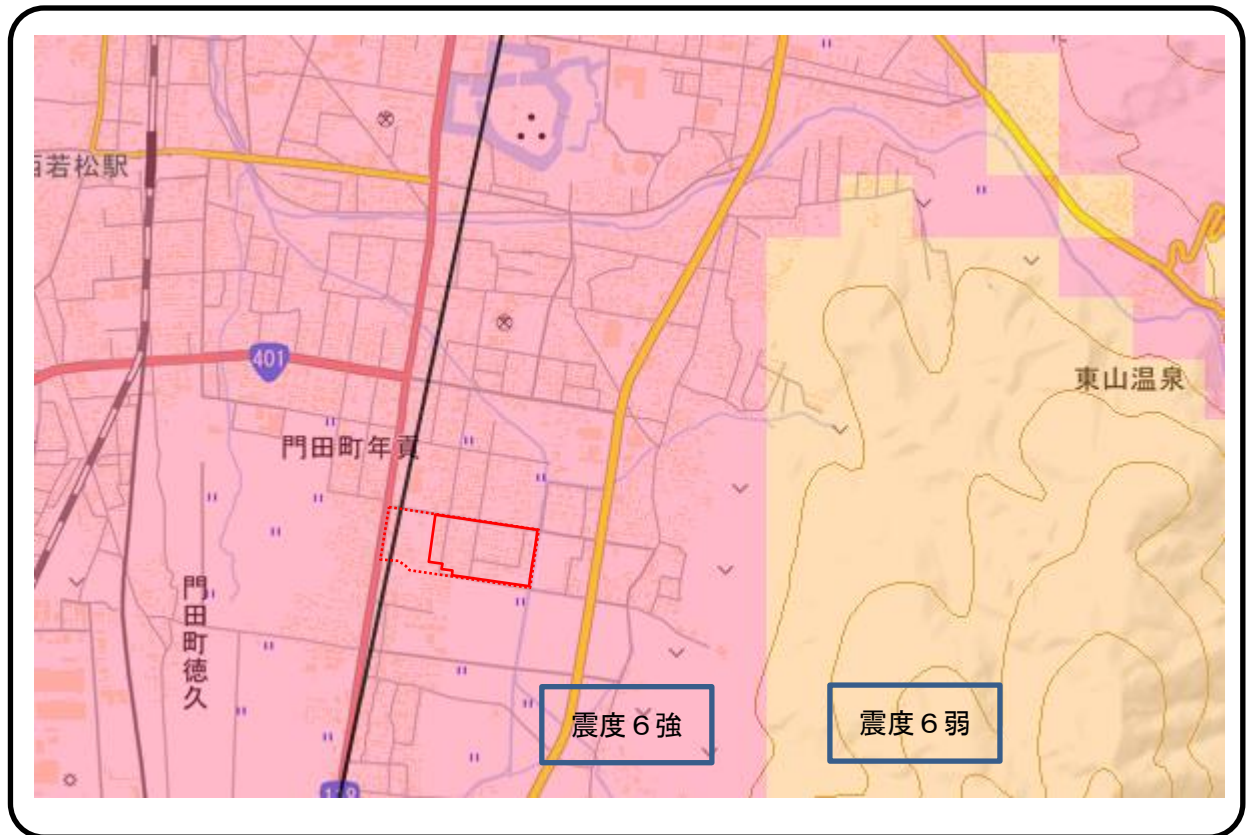


図9 会津盆地東縁断層帯による想定地震の計測震度

参考) 東日本大震災での会津若松市の震度は「5強」

出典：J-SHIS 地震ハザードステーション



## ② 風水害、雪害等

風水害では、約 60 年前の昭和 31 年に、死者約 30 名、床下浸水約 1,900 戸となった大雨が近年では最も大きな災害である。また、降雪日数は年間 90 日程度で、大雪も頻発しており、近年の最深積雪は 115cm (平成 22 年) を記録している。

表 2 風水害等の記録

年号	西暦	月日	災害内容
明治 41	1908	8・7	市内で強風のため家屋 526 戸破損した。
昭和 2	1927	7・18	市内及び近隣町村で床下浸水 100 戸・さらに土砂崩れがあった。
昭和 5	1930	7・20	大雨により市内で床下浸水千数百戸
昭和 9	1934	9・21	室戸台風 市内全域に家屋・電柱・作物等に大きな被害を出す。
昭和 20	1945	12・17	大雪により、磐越西線、会津線、只見線で列車ダイヤ大混乱
昭和 24	1949	8・31	キティ台風 家屋全壊及び床下浸水その他大きな被害となる。
昭和 27	1952	1・14	大雪により、市内バス全線運休。積雪 40cm
昭和 31	1956	7・14	大雨で会津を中心として死者約 30 名、床上浸水約 1,900 戸他
昭和 38	1963	12・3	南町の会津高校火災 負傷者 1 名、校舎 9 棟 22 教室消失
昭和 44	1969	5・16	大巢子集落の火災 21 棟の家屋焼失し、大災害となった。
昭和 46	1971	3・3	季節風よる暴風雨で死者 2 名その他家屋半壊。最大風速 19m/s
昭和 47	1972	7・5	市内に落雷 1 名死亡し、600 戸停電、大雨で床上下浸水 146 戸
昭和 52	1977	12・18	東山温泉の丸井荘旅館で火災発生し、死者 4 名、旅館全焼
昭和 52	1977	12・21	会津全域で大雪となり死者 7 名、負傷者 12 名。金山町積雪 287 cm
昭和 60	1985	2・22	大雪により、磐越西線、只見線大混乱。市内降雪量 87cm
昭和 62	1987	7・17	強風、雷、ひょうにより作物の大被害。最大瞬間風速 20m/s
平成 5	1993	8・26	台風 11 号による死者 1 名、床上下浸水、道路損壊多発した。
平成 13	2001	1・3	大雪により死者 2 名、交通が混乱。降雪量 65cm
平成 14	2002	10・1	台風 21 号により床上浸水 63 件、床下浸水 244 件。
平成 18	2006	1・4	大雪により、負傷者 7 名、農業被害。最深積雪 82cm
平成 22	2010	12・26	大雪により、国道で多数の車が立ち往生。最深積雪 115cm
平成 25	2013	1・26	大雪により、床下浸水 7 件、道路いつ水 15 箇所。最深積雪 89cm
平成 30	2018	7・3	大戸町において局地的なダウンバーストにより、屋根の破損や樹木倒壊などで住家、非住家被害 14 棟。
平成 30	2018	9・4	台風 21 号により、住家 17 棟に屋根の剥離などの被害。最大瞬間風速 27.8m/s、最大風速 14.1m/s

出典：会津若松市地域防災計画[本編]平成 26 年度改訂（平成 31 年 3 月修正）

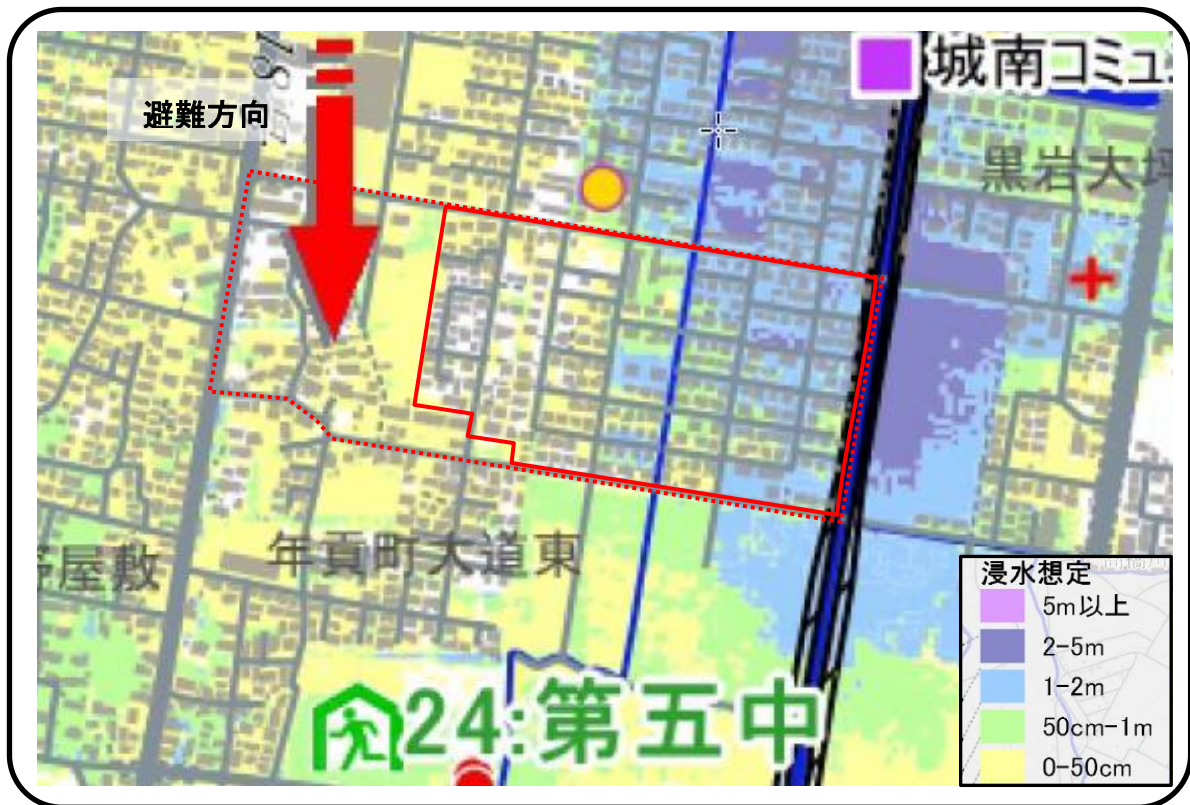


図 10 最大浸水想定区域 ※雨量の想定は「48 時間の想定雨量 533mm」

出典：会津若松市ハザードマップ平成 30 年度版

表 3 大雨や台風時に発表される  
気象警報・注意報

特別警報	大雨（土砂災害、浸水害）、 暴風、波浪、高潮
警報	大雨（土砂災害、浸水害）、 洪水、暴風、波浪、高潮
注意報	大雨、洪水、強風、波浪、 高潮、雷



図 11 QRコード

出典：会津若松市防災ガイドブック(2019年)

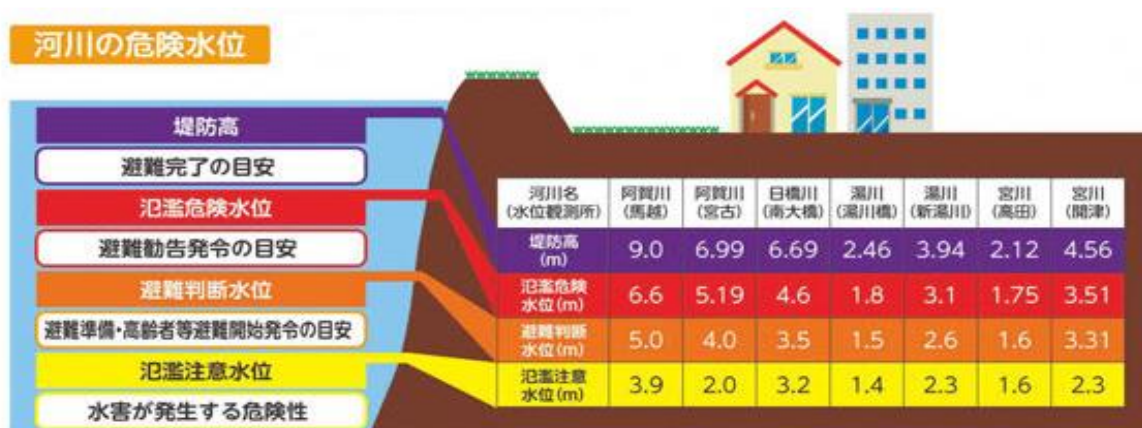


図 12 河川の危険水位

出典：会津若松市防災ガイドブック(2019年)

## 4. 防災活動の内容

### (1) 防災活動の体制

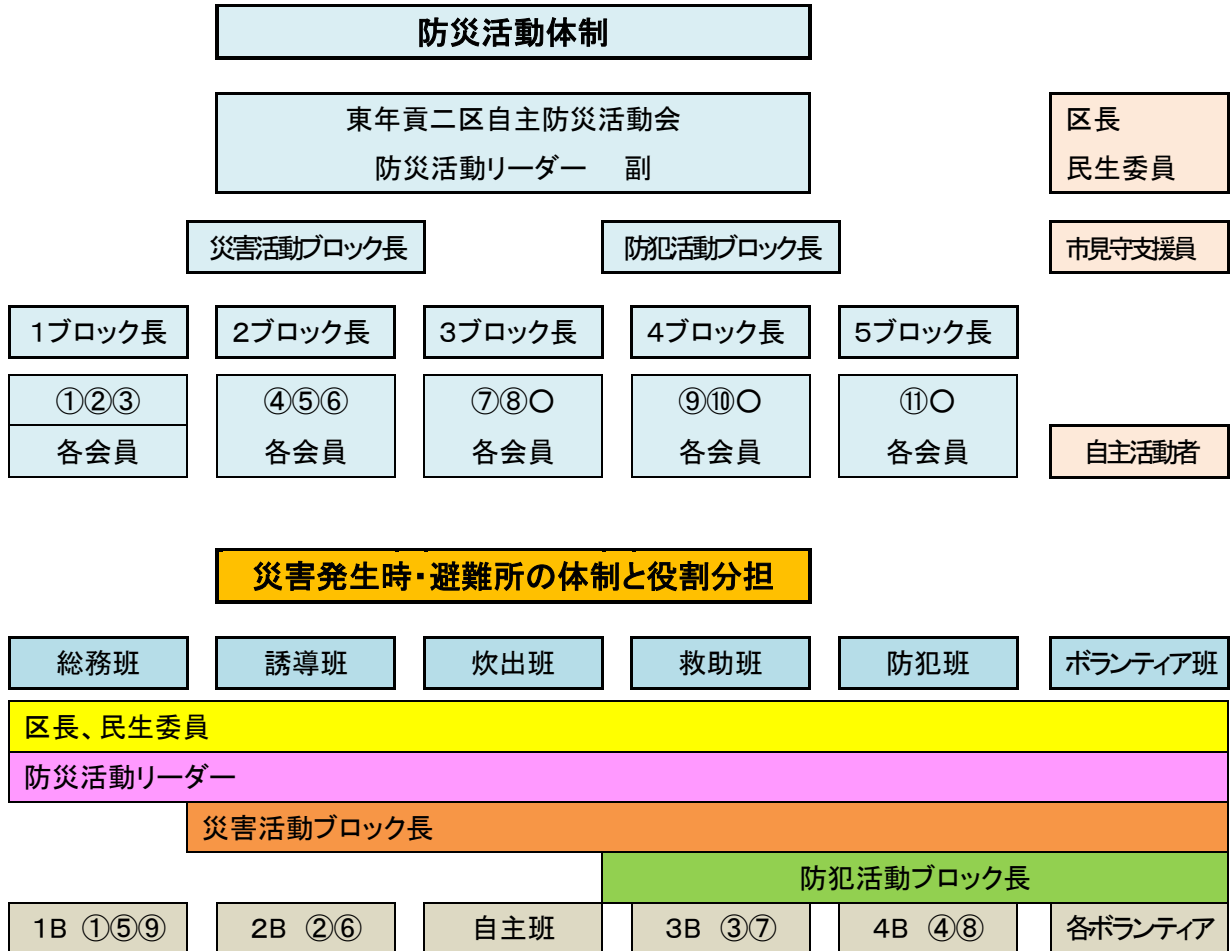


図 13 防災活動体制・避難所の体制と役割分担

### (2) 平常時の対応

#### ①地区特性の把握

##### ア. 自然条件を知る

- 会津で発生した災害の歴史を見直し、繰り返し災害が発生していることを知る。
- 地形の特性を地形図から理解して、発生する災害の予想に繋げる。
- 今の宅地は、もとは水田で、地形的には古川に近い氾濫平野に当たり、地震にも大雨にも脆弱な場所であることを理解する。
- 阿賀川（大川）や湯川の氾濫について、国土交通省の「地点別浸水シミュ

レーション検索システム」(浸水ナビ) < <https://suiboumap.gsi.go.jp/> > を活用し、イメージをつかむ。

- 河川管理者に湯川・古川の浚渫工事を要望する。

## **イ. 顔が見える関係をつくる**

- 要支援者の状況は、時が経つにつれ変化が大きいため、定期的に現状把握の活動を行う。
- アパート等住民との連携も必要なことから、市から関連団体への協力要請も含め、賃貸住宅所有者・管理者に協力を依頼し、町内行事への参加を呼びかける。

## **ウ. 施設等の状態を知る**

- 町内清掃のような多くの住民が集まる既存の機会に、町内の点検を兼ねて「地区防災マップ」を確認し、改訂する。
- 町内の水門・水路等が機能するかどうか、出水期の前に確認する。

## **②訓練の実施**

- 災害時の情報伝達、安否確認、避難誘導を想定した訓練を行う。
- 青壮年や年少者も参加しやすい訓練を工夫する。
- 備蓄食料を使った食事や防災資機材の使用について体験する。
- 訓練の実施を通じて住民間のコミュニケーションを円滑にする。

## **③情報の発信・収集**

- 告知板(掲示板)を活用して住民への情報提供を行う。
  - 日頃から災害時の持出品や避難経路などの情報を掲示し、周知する。
  - ゴミ収集場所に告知板を設置し、告知板には照明(ソーラー)を付設するなど、町内情報に接しやすい環境を整備する。
- 市の防災情報メールに登録するなど、個人の情報収集方法を整える。

## **④避難体制の整備**

- 市が発令する避難情報に先立ち、町内独自の避難行動の基準を決める。
- ブロックごとに、避難開始判断後の行動手順及び避難先を決める。
- 古川の水位が上昇すると町内の側溝へ逆流してくるため、橋台などに避難の目安となる水位の目印をつける。
- 同じ指定避難所に避難する他地区や市との間で、避難所の運営について予め調整を行う。
- 避難行動要支援者のマップをつくる。
- 台風や大雨などに備え、数日前からの時間経過に従い、地区全体でとるべ

き行動をあらかじめ決めておく「タイムライン」を作る。

- 地区の「タイムライン」を踏まえて、各家庭で、いざというときにあわてることがないように、時間経過に従い一人ひとりがとるべき行動をあらかじめ決めておく「マイ・タイムライン」を作る。



図 14 「タイムライン」とは

出典：国土交通省関東地方整備局下館河川事務所ホームページ  
防災・災害情報 マイ・タイムライン検討の手引き

### (3) 発災直前の活動

- 予め作成しておいた「タイムライン」及び「マイ・タイムライン」に従い、地区全体及び個人・家族が適切に行動する。

## (4) 災害時の対応

### ①情報

- 防災行政無線を受信できる防災ラジオの配布を要望する。
- 町内の情報（避難情報、生活情報など）を収集し、取りまとめて発信する。
- 災害時には電話がつながりにくくなるため、インターネットなどを活用した情報の入手や発信も行う。

### ②避難・安否確認・被害状況集約

- 自身及び家族が無事の際は、自宅玄関に指定の「旗」を掲出する。
- 約 10 世帯ごとを単位として、近隣の一時避難場所（空き地など）に集まり、被害状況の情報集約を行い、一緒に避難所へ避難する。
- 避難の行動は災害（台風・浸水・火災）に応じて、周囲の状況をよく確認し、無理のない行動ができるようにする。特に浸水が発生している場合には無理な避難はしない。
- ペットの同行避難は可能だが、避難場所・避難所では、それぞれの場所のルール（指定場所、ケージ使用など）に従ってペットを管理する。

### ③災害別の注意事項

#### ア. 地震の場合

- 初動
  - 大きな揺れを感じたら、住民一人ひとりが、直ちに「だんごむし」の姿勢を取る、初の下に隠れる、何もない空間へとっさに移動するなどにより、身の安全を確保する。
- 出火防止・初期消火
  - 自分の家や隣家等で火事が発生した場合、自分自身及び家族の安全確保を前提として、大声で「火事だ」と叫ぶなど、協力して延焼防止に努める。
  - 消火器等を使用して、初期消火を実施する。
  - 消防機関等の出動が必要な場合には、速やかに 119 番で電話要請する。
- 救出・救護
  - 救出・救護が必要な人が発生した場合、安全に配慮の上、状況に応じて近隣が協力しながら可能な範囲での救助活動を行う。
  - 負傷者には応急手当等を行い、病院への搬送支援を行う。
  - 消防機関等の出動が必要な場合には、速やかに 119 番で電話要請する。
- 避難
  - 避難の際は、隣近所どうしで安否の確認と避難の呼びかけを行う。
  - 火災・倒壊家屋により通行できない恐れのある道路の利用を避ける。防災マップ・ハザードマップの活用や訓練での確認を促進する。

- お年寄りをはじめ避難行動要支援者がいる家庭には特に気をつける。
- 非常持出品を確認し、避難する。
- 耐震性を有する市の指定避難所・指定緊急避難場所に避難する（10 ページ参照）。

## **イ. 台風の場合**

台風への備えは上陸する前に行う。気象条件によっては台風が日本列島に接近する前から大雨になったり、広範囲で災害を起こす大雨もある。早め早めの対応が重要。

- 事前の備え
  - 居住地域の災害史を学ぶことで大まかな災害発生の危険性を把握することができる。
  - 屋根や家の周りのものに注意する。
  - 飛ばされるものはロープで固定する。
  - 事前に排水設備の点検掃除をする。
  - 低地の居住者は土嚢などを用意する。浸水を止めたり浸水時間を遅らせたりする事ができる。土嚢がない時はゴミ袋を使って土嚢を作る。
- 接近時
  - 接近や上陸によって暴風雨になったら、外へ出ない建物内で通り過ぎるのを待つのが基本。
  - 台風が通過している時は、河川や用水路の見回りはやめること。
  - 屋根の補修は台風が近づく前に済ませておく。
  - 地下施設から地上へ、地上から高い場所へ避難する。
  - 流れている水に近づかない。
  - 河川や用水路の水が溢れて、その周囲にも流れができることがある。
  - 雨がやんだ後でも、河川や用水路だけでなく、流れのある側に近づかない。
  - エレベーターを使わない。
  - 急斜面に近づかない。
  - 斜面から小石が押し湧き水がある、普段と違うにおいがするなどの前兆現象があったら、警察・消防などに通報する。
- 避難
  - 避難準備情報が出された場合、速やかに要支援者の避難を行う。
  - 市から避難勧告が出た後の避難では、周囲の状況を確認して避難所へ向かう。
    - ※50cm以上の浸水が発生している場合は、無理に避難しない。
    - ※両手は空いている状態にし、非常持出品等をリュックサックに入れて避難する。

## ウ. 水害の場合

- 事前の備え
  - 情報収集に努め、早めの備えを行う。
  - 市の防災メール、インターネット(市のホームページ、福島県・気象庁等)、テレビ(NHK データ放送)、消防団による車両広報などにより、気象情報や注意報・警報等の確認を行う。
  - 注意報や警報が出た場合、手回し式や乾電池の確認など停電への備えや、家族の場所や行動の確認等を行う。
  - 「特別警報」が発表された場合は、本当に危険で、直ちに命を守る行動が必要であることを理解しておく。
  - 非常持出品を確認し、避難に備える。
  - 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の意味を市のハザードマップで確認しておく。
- 避難のタイミング
  - 早めの避難を心がける。
    - ・ 浸水などの不安がある場合には、気象情報の警報や「避難準備・高齢者等避難開始」が出たら避難するなど、早めの避難を心がける。
    - ・ 夜間の避難はできるだけ避けるとともに、移動する場合は、雨の量や避難の距離、避難に伴う危険性など、安全確保に十分注意する。
    - ・ 近所で助け合いの体制を確認しておくよう周知し、避難の際には皆で一緒に行動するよう努める。
    - ・ 消防車などの車両広報に注意する。
  - 大きな災害の前に、前触れとなる小被害が発生するので、それを覚知したときは直ちに避難する。
  - 「マイ・タイムライン」にしたがって行動する。
- 避難
  - 避難先
    - ・ 状況に応じて、市の指定避難所・指定緊急避難場所、あるいは東年貢二区として自主的に設定している一時避難所・避難場所に避難する(10ページ参照)。
    - ・ 垂直避難が重要。とにかく高い場所へ避難する。避難が遅れた場合には、自宅や隣家等の2階以上でできるだけ安全な場所に移動する。
    - ・ 道路が狭い場所や駐車場の制約等も考慮し、避難の際はできるだけ徒歩とする。
  - 避難ルート
    - ・ 浸水等により通行できない恐れのある道路利用を避ける。
    - ・ 防災マップやハザードマップや訓練を活用して、安全なルートを事前に確認しておく



- ・ 訓練などの機会を通じ、近所で集まる場所を決めておくなど、助け合いを呼びかける。
- ・ 垂直避難の重要性を踏まえ、アパートなどの集合住宅の入居者等に、いざという時の上層階への階段や共有スペースの一時的な利用等について協力を呼びかける。

## **エ. 大雪の場合（水害に準ずる）**

- 事前の備え
  - 電気・水道・ガスのライフラインが遮断されることもあり、ガスコンロの燃料、カイロなどの防寒具を用意しておく。
  - 道路の交通止めで物質が不足することがあるため、ミルク（粉、液体）など長期間手に入らないと困るものがないか早めに確認する。
  - 大雪が発生したら、交通機関が麻痺したり帰宅困難になったりすることもあるので、不要な外出を控える。
- 避難
  - 大雪の時は、側溝や道路境界がわかりにくいいため、避難時に十分注意する。
  - 側溝などに雪が溜まって、水があふれることがあるため注意する。
  - 転倒に注意しゆっくり歩く。通常より足元を確認する
- その他
  - 雪溜め場を確保する。
  - 必要な物資を買い物できない事態を想定する。

### **（５） 避難行動要支援者等への支援**

- 障がい者、一人暮らしの高齢者などに声をかけ、避難支援を行う。
- 支援者（活動主体）は、できるだけ早い判断に努めるとともに、区長等と連絡を取り合い、避難支援を行う。
- 避難誘導を実施した支援者（活動主体）は、要支援者や避難先を区長又は防災活動リーダーに報告する。

### **（６） 消防団・各種団体・ボランティア等の連携**

- 日頃からの町内の自然現況や施設状況、防災体制等を、防災訓練等を通じて知っていただき、いざという時に支援を得られるよう連携を深める。
  - 消防署…城南分署
  - 消防団…第11分団
  - 各種団体…18団体

## 5. 実践と検証

### (1) 防災訓練の実施

- 住民が災害時に実際に防災活動を実践できるよう、会津若松市、城南分署、第11分団、町内指定避難所（慈光第二幼稚園）と連携して、毎年防災訓練を実施する。
- 実施時期は、毎年7月20日近辺を予定する

**表4 訓練メニュー[参考]**

内容(企画主体)	風水害対応	地震対応
避難時の訓練 (自治会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集・伝達訓練</li> <li>○避難訓練</li> <li>○避難路・避難場所確認訓練</li> <li>○避難経路上の危険箇所の把握・話し合い</li> <li>○要配慮者の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難路・避難場所確認訓練</li> <li>○避難経路上の危険箇所の把握・話し合い</li> <li>○要配慮者の把握</li> </ul>
避難後の訓練 (自治会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所開設・運営訓練</li> <li>○炊き出し訓練・紙食器訓練</li> <li>○物資配給訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所開設・運営訓練</li> <li>○炊き出し訓練・紙食器訓練</li> <li>○物資配給訓練</li> </ul>
発災後の初動行動の訓練 (自治会・消防団)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○シェイクアウト訓練</li> <li>○初期消火訓練</li> <li>○応急救護訓練</li> <li>○防災資機材取り扱い訓練</li> </ul>

出典：平城山地区防災計画（いわき市 平24区・城山自治会）

### (2) 計画の見直し

- この地区防災計画は、地区の現状や活動状況、防災対策の進捗状況に見合うように、また、直近に発生した各地の災害における教訓などを参考にしながら、定期的に見直し、更新することとする。

## 資料 1 地区情報

災害時・緊急時の連絡先		電話番号
家族など (自由記入)		
消 防 ・ 救 急		119
警 察		110
会津若松市役所		0242-39-1111
災害用伝言ダイヤル		171
学校・公民館等	第五中学校	0242-27-1781
	門田小学校	0242-27-3442
	城南小学校	0242-28-9111
	慈光第二幼稚園	0242-27-3117
	南公民館	0242-27-4835
	城南コミュニティセンター	0242-26-1050
ライフライン	JR 会津若松駅	0242-22-0257
	NTT 東日本(故障・問合せ)	113
	東北電力(株)コールセンター	0120-175-366
	若松ガス	0242-28-1311
	会津若松市水道部	0242-22-6073
	会津若松市下水道課	0242-39-1264
医療	福島県立医科大学 会津医療センター	0242-75-2100
	会津中央病院	0242-25-1515
	竹田綜合病院	0242-27-5511
	穴澤病院	0242-22-4024
災害情報 (参考資料 URL)	地震ゆれやすさマップ	<a href="http://zqujm.qr.ai">http://zqujm.qr.ai</a>
	浸水設定エリア「阿賀川・湯川・古川」 (市ハザードマップ拡大版)	<a href="http://zqujj.qr.ai">http://zqujj.qr.ai</a>
	国土交通省「地点別浸水シミュレーション 検索システム」(浸水ナビ)	<a href="https://suiboumap.gsi.go.jp/">https://suiboumap.gsi.go.jp/</a>

気象庁高解像度 降水ナウキャスト  
(今後の降水予測)



河川情報センター  
(河の水位情報)

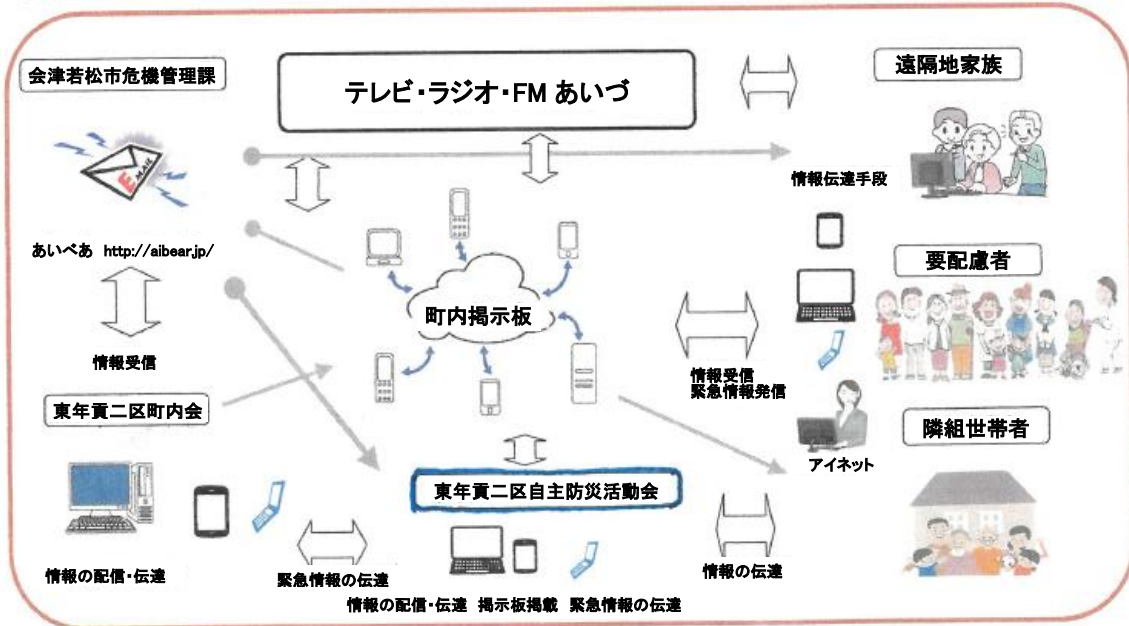
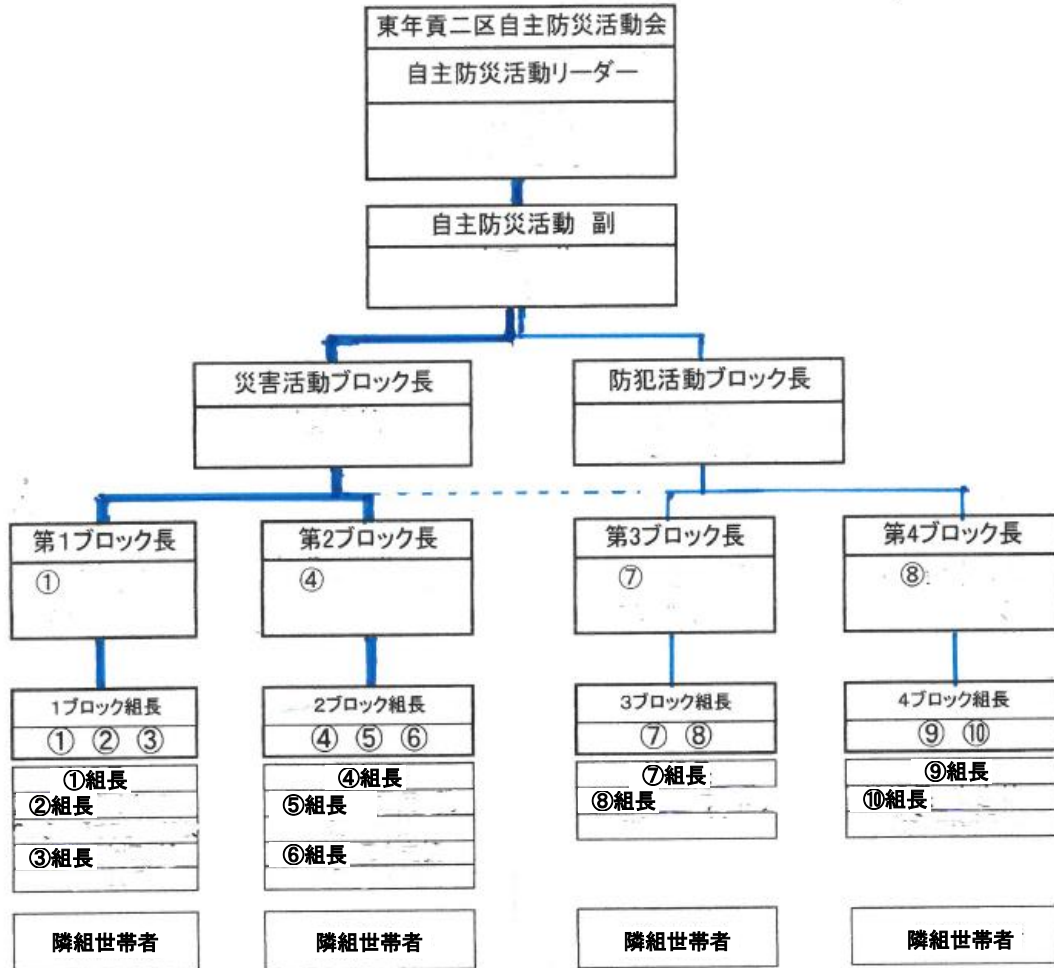


国土交通省 川の防災情報  
(河川・雨量等の情報)



出典：会津若松市防災ガイドブック(2019年)

## 資料2 自主防災活動組織 情報伝達（配信・受信）の流れ



資料3 「警戒レベル」に関する資料（内閣府・消防庁チラシ）

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

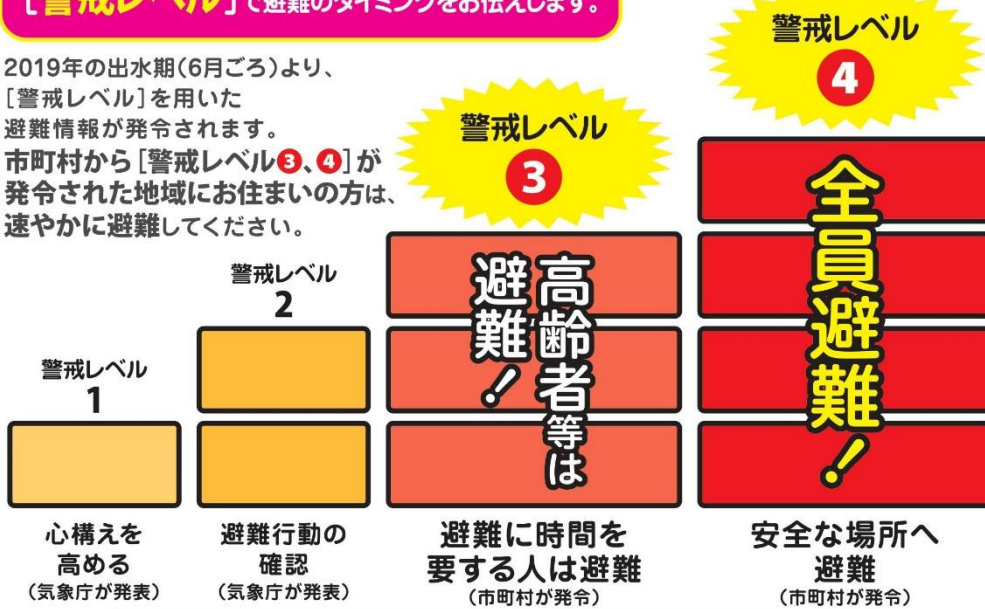
逃げ遅れゼロへ!

防災情報はいろいろあるけど  
いつ避難すればいいの？

警戒レベル **4** で **全員避難!!**

**[警戒レベル]**で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、  
[警戒レベル]を用いた  
避難情報が発令されます。  
市町村から[警戒レベル**3**、**4**]が  
発令された地域にお住まいの方は、  
速やかに避難してください。



**[警戒レベル**6**]**(市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます! /

呼びかけの一例

警戒レベル **4**

避難勧告の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。  
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます

避難勧告の発令を伝えます

災害が切迫していることを伝えます

とるべき行動を伝えます

内閣府(防災担当)・消防庁

# 水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

## <避難情報等>

## <防災気象情報>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
<b>警戒レベル5</b>	既に災害が発生している状況です。 <b>命を守るための最善の行動</b> をとりましょう。	<b>災害発生情報</b> ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 (市町村が発令)	<b>警戒レベル5相当情報</b> 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
<b>警戒レベル4</b> <b>全員避難</b>	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	<b>避難勧告</b> ※3 <b>避難指示(緊急)</b> ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令 (市町村が発令)	<b>警戒レベル4相当情報</b> 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
<b>警戒レベル3</b> <b>高齢者等は避難</b>	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	<b>避難準備・高齢者等避難開始</b> (市町村が発令)	<b>警戒レベル3相当情報</b> 氾濫警戒情報 洪水警報 等
<b>警戒レベル2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <b>避難行動を確認</b> しましょう。	<b>洪水注意報</b> <b>大雨注意報等</b> (気象庁が発表)	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
<b>警戒レベル1</b>	災害への心構えを高めましょう。	<b>早期注意情報</b> (気象庁が発表)	

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

## Q&A

- 質問1) 防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？  
⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。  
**自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。**
- 質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？  
⇒**避難指示(緊急)**は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、**必ず発令されるものではありません**。避難勧告が発令され次第、**避難指示(緊急)**を待たずに速やかに避難をしてください。
- 質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの？  
⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のまま、土砂災害の3が追加されたのであり、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。**

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、  
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**

■詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

検索

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30\\_hinankankoku\\_guideline/index.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html)



スマホ用  
二次元コード

## 資料4 日常の防災対策 チェックリスト

### ◆非常持出品

- 飲食物(ペットボトル飲料など)
- 懐中電灯
- 携帯ラジオ
- 予備電池、携帯電話充電器
- マッチ・ライター
- タオル
- 常備薬・乳幼児用品など

非常の際すぐ持ち出せるように、必要なものはリュックサックに詰め、目のつきやすい場所に置いておきましょう。

### ◆備蓄品

- 非常食(レトルト品、缶詰など)
- 飲料水 最低3日分(1日1人分3リットルを目安)
- カセットコンロ
- 簡易トイレ
- 生活用品(トイレットペーパー、食品用ラップ、ゴミ袋など)

### ◆災害対応品

- 軍手
- ハンマー
- スコップ
- ノコギリ
- バール・ジャッキ
- 防水シートなど

#### ※初期消火のために

- 消火器
- 三角バケツ
- 風呂水(いつも張っておく)

### ◆自助の行動

- 家族で防災対策を話し合きましょう。
- 家族が離れていた場合の連絡方法を決めておきましょう。
- 居住地周辺の避難場所や危険箇所をハザードマップ等で確認しておきましょう。
- 家や塀の耐震化を心掛け、必要のあるところは補強しておきましょう。
- 家具類の転倒・落下防止対策を行いましょ。
- 火気使用器具の点検整備や、火元の安全を心掛けましょ。
- 消火器・消火用水を備えましょ。
- 防災用品・救急医薬品・生活必需品の準備をしましょ。
- 自主防災組織に積極的に参加しましょ。
- 防災講習会へ参加しましょ。